

職業訓練指導員講習(48H講習)のご案内

兵庫県職業能力開発協会

1 実施期間・場所および申込締切日

実施期間	時間	実施場所	締切日
令和4年 6月8日(水)～6月15日(水) (土・日を除く)	9:00～17:30	兵庫県中央労働センター 201会室 (神戸市中央区下山手通6-3-28)	5/20(金) 必着

2 定員

30名 (定員になり次第締め切ります。)

3 受講料

18,000円(テキスト代を含む)

※納入後はいかなる理由があっても、お返しできません。

下記のいずれかの方法で納入してください。

①銀行振込の場合

三井住友銀行 神戸営業部

兵庫県職業能力開発協会

普通預金口座 8358640

②ゆうちょ銀行の場合

兵庫県職業能力開発協会

記号 14370

番号 39501551

4 目的

職業能力開発促進法施行規則に基づいた「厚生労働大臣が指定する講習」を実施することにより、職業訓練指導員として必要な「指導方法」等に関する能力を付与することを目的としています。

この講習をすべて修了された方には修了証書が交付され、これをもって兵庫県へ申請することにより、職業訓練指導員免許が交付されます。

5 対象者

- (1) 1級又は単一等級の技能検定に合格した者(電子回路接続、バルコニー施工を除く)
- (2) その他、「受講資格一覧表」に記載の資格要件を満たす者。

6 受講手続

- (1) 受講を申し込まれる方は職業訓練指導員講習申込書に必要事項を記入してください。
- (2) 対象者(1)の方は、職業訓練指導員講習申込書のほかに技能検定合格証書の

写しが必要です。

- (3) 対象者(2)の方は、受講申込書のほかに関係書類(経歴証明・資格証明・履修証明)が必要です。(必要な関係書類は受講資格一覧表を参照してください)
- (4) 資格証明とは、技能検定又は技能照査の合格証書・各種訓練の修了証書・学校の卒業証書のことです。(いずれも写しが必要です)
また、履修証明については、原本が必要です。

7 その他

- (1) 受講の申し込みは、申込書等と金融機関発行の領収書の写しを添えてご提出ください。
ただし、対象者(2)の方は、提出いただいた関係書類を審査の上、受講の可否を連絡いたしますので、その後に受講料を納入してください。
なお、開講の1週間前までに受講料の納入がないと、受講できない場合があります。
- (2) 開講1週間前までに受講票と日程表を発送いたします。
- (3) 遅刻、早退及び欠席をされますと、修了とは認められません。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止する場合がございます。

<お問合せ先>

兵庫県職業能力開発協会 技能検定課
〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-30
兵庫勤労福祉センター 1F
TEL : 078-371-2091 FAX : 078-371-2095
E-mail : kentei@noukai-hyogo.jp

職業訓練指導員講習(48時間講習)受講資格一覧表

学 校 本	資 格 要 件	経 験 年 数	根 拠 法 令	受 講 に 必 要 な 書 類			備 考
				申 込 書	経 歴 証 明 書	資 格 証 明 書	
1級又は単一等級の技能検定合格者(電子回路接続、バルコニー施工を除く)		—	規則第39条第1号	○	○	○	規則:職業能力開発促進法施行規則
学 校	大学卒業者(免許職種に関する学科を修了した者)	2年以上	規則附則第9条第1号	○	○	○	
	外国の大学卒業者(免許職種に関する学科を修了した者)	2年以上	告示第38号4	○	○	○	
	短期大学・高等専門学校卒業者(免許職種に関する学科を修了した者)	4年以上	規則附則第9条第2号	○	○	○	
	高等学校卒業者(免許職種に関する学科を修了した者)	7年以上	告示第38号6	○	○	○	
	免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練で技能照査合格者	1年以上	規則附則第9条第2号の2	○	○	○	平成10年改正
	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練で技能照査合格者	3年以上	規則附則第9条第2号の3	○	○	○	
	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練修了者(別表第六に基づく修了者)	4年以上	告示第38号1	○	○	○	訓練法規則:60年改正前職訓法施行規則
	免許職種に相当する普通課程の普通職業訓練で技能照査合格者	6年以上	告示第38号1の2	○	○	○	訓練法規則による普通職業訓練を含む
	免許職種に相当する普通課程の普通職業訓練修了者(別表第二に基づく修了者)	7年以上	告示第38号1の3	○	○	○	
	免許職種に相当する普通課程の普通職業訓練修了者(別表第四に基づく修了者)	10年以上	告示第38号2	○	○	○	700時間以上
	専修訓練課程の普通職業訓練修了者	10年以上	告示第38号3	○	○	○	昭和53年改正後の職業訓練法施行規則
	旧法の認定職業訓練修了者(訓練期間3年)	7年以上	告示第38号5	○	○	○	旧法:昭和33年職業訓練法
	旧法の改正前の労働基準法による技能者養成修了者	7年以上	告示第38号5	○	○	○	
	旧法の専門的な技能に関する職業訓練又は旧法の認定職業訓練修了者	8年以上	告示第38号7	○	○	○	訓練期間2年以上及び1824時間以上
	旧法の基礎的な技能に関する職業訓練修了者	10年以上	告示第38号8	○	○	○	訓練期間1年以上及び1800時間以上
	旧法の改正前の職業安定法による公共職業補導所の職業補導修了者	10年以上	告示第38号8	○	○	○	訓練期間1年以上及び1824時間以上
	旧法の施工前に失業保健法の施設において行われた職業訓練修了者	10年以上	告示第38号9	○	○	○	訓練期間1年以上及び1824時間以上
	免許職種に相当する特別高等訓練課程の養成訓練で技能照査合格者	3年以上	告示第38号11	○	○	○	
	免許職種に相当する特別高等訓練課程の養成訓練修了者(前号に定める者を除く)	4年以上	告示第38号11の2	○	○	○	
	免許職種に相当する高等訓練課程の養成訓練で技能照査合格者	6年以上	告示第38号11の3	○	○	○	昭和53年改正前の職業訓練法施行規則
	免許職種に相当する高等訓練課程の養成訓練修了者(前号に定める者を除く)	7年以上	告示第38号12	○	○	○	
	専修訓練課程の養成訓練修了者	10年以上	告示第38号13	○	○	○	
	厚生労働省職業能力開発局長が全各号に掲げる者と同号以上の技能を有すると認められた者	15年以上	告示第38号14	○	○	○	

※資格については、指導員に就任する誓約書と確約書の提出が必要です。